

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金
太陽光発電設備・蓄電池補助事業に係る誓約書

徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業等補助金の申請にあたり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第 1 4 条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 国及び国の委託を受けた団体から、他の太陽光発電設備・蓄電池に係る補助金を受けていないこと。
2. 県が実施する太陽光等の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
3. 申請する住宅は、既築住宅であること。
4. 固定価格買取制度、F I P (Feed-in Premium) 制度を活用しないこと。
5. 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
6. 太陽光発電設備については、法定耐用年数を超えて使用すること。
7. 太陽光発電設備については、法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
8. 太陽光発電については、発電した電力の 3 0 パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
9. 蓄電池設備を導入する場合、法定耐用年数を超えて使用すること。
10. 申請者が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
11. 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住所 _____

氏名（自署） _____